

栄村農業集落排水事業 経営戦略

計画期間：平成 29 年度～平成 38 年度

平成 29 年 3 月

長野県栄村

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
①施設	1
②使用料	2
③組織	3
(2) 民間活力の活用等	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	4
2. 経営の基本方針	5
3. 投資・財政計画（収支計画）	6
(1) 投資・財政計画（収支計画）	6
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	6
①収支計画のうち投資についての説明	6
②収支計画のうち財源についての説明	7
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明	9
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	10
①今後の投資についての考え方・検討状況	10
②今後の財源についての考え方・検討状況	10
③投資以外の経費についての検討状況等	11
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	11
用語解説	12
投資・財政計画（収支計画）	16
経営比較分析表	18

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 13 年 4 月 (供用開始後年数 15 年)	法適 (全部適用・一部 適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	1 ヘクタール当たり 9.33 人	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1		
処理場数	1		
広域化・共同化・最適 化実施状況*1	尿・汚泥(バイオマス) 処理の広域化について 新潟県の津南町、十日町市の一部(旧松之山町、旧中里村)と栄村の1市1町 1村で構成される津南地域衛生施設組合のし尿処理施設「アクアステーション」 において、し尿と汚泥の最終処分をおこなっています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	料金は、建物ごとに定められた定額料金となっています。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料（月額）</th> <th></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>住宅区分</th> <th></th> <th>金額</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物面積 130㎡以下</td> <td></td> <td>3,860円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>建物面積 130㎡を超える</td> <td></td> <td>4,170円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2世帯住宅</td> <td></td> <td>4,580円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td></td> <td>村長が別に定める</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>					使用料（月額）					住宅区分		金額			建物面積 130㎡以下		3,860円			建物面積 130㎡を超える		4,170円			2世帯住宅		4,580円			事業所		村長が別に定める	
使用料（月額）																																		
住宅区分		金額																																
建物面積 130㎡以下		3,860円																																
建物面積 130㎡を超える		4,170円																																
2世帯住宅		4,580円																																
事業所		村長が別に定める																																
業務用使用料体系の概要・考え方	同上																																	
その他の使用料体系の概要・考え方	無し																																	
条例上の使用料*2 （20㎡あたり）※ 過去3年度分を記載	平成27年度	3,860円	実質的な使用料*3 （20㎡あたり） ※過去3年度分を 記載	平成27年度	3,765円																													
	平成26年度	3,860円		平成26年度	3,115円																													
	平成25年度	3,750円		平成25年度	3,280円																													

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	0人
事業運営組織	下水道事業に携わる職員の体制は、産業建設課建設係に所属していますが、他の業務と兼務であり、下水道事業としての負担額は生じておりません。この人員体制のなかで効率的な業務に取り組んでおり、生産性は高い状況となっています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託(包括的民間委託を含む)	保守守点検や清掃等業務の委託
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	バイオマス活用プラン(バイオマスの堆肥化及びその農地還元)
	イ 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 エネルギー利用とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 土地・施設等利用とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

収益的収支比率及び経費回収率が 100%を下回っているため、経費の削減に努める必要があります。水洗化率は 100%となっており、新規加入者はあまり増えない、一方で維持管理費にばらつきがあるため年度によって数値に変動が出ています。

（主な指標の増減理由）

平成 27 年度は、他会計繰入額が増加したために経常収支比率が上昇しています。一方で、平成 27 年度は、修繕費が多く発生したために汚水処理原価が上昇した結果、経費回収率が低下しています。

【直近の経営比較分析表（H26）との比較】

	H26年度	H27年度	変動値
収益的収支比率(%)	92.64%	100.12%	7.48%
経費回収率(%)	87.18%	71.27%	-15.91%
汚水処理原価(円/m ³)	178.64	264.15	85.5
施設利用率(%)	33.59%	33.59%	0.00%
水洗化率(%)	100.0%	100.0%	0.00%

詳細は添付「経営比較分析表」をご参照ください。

2. 経営の基本方針

『生活排水施設の持続的な運営と良好な水と資源の循環を目指す』

栄村の豊かな自然や水環境を後生に残すために

⇒生活排水対策（農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業）を推進する。

また、人口減少や高齢化の進行など社会情勢の変化への対応するために

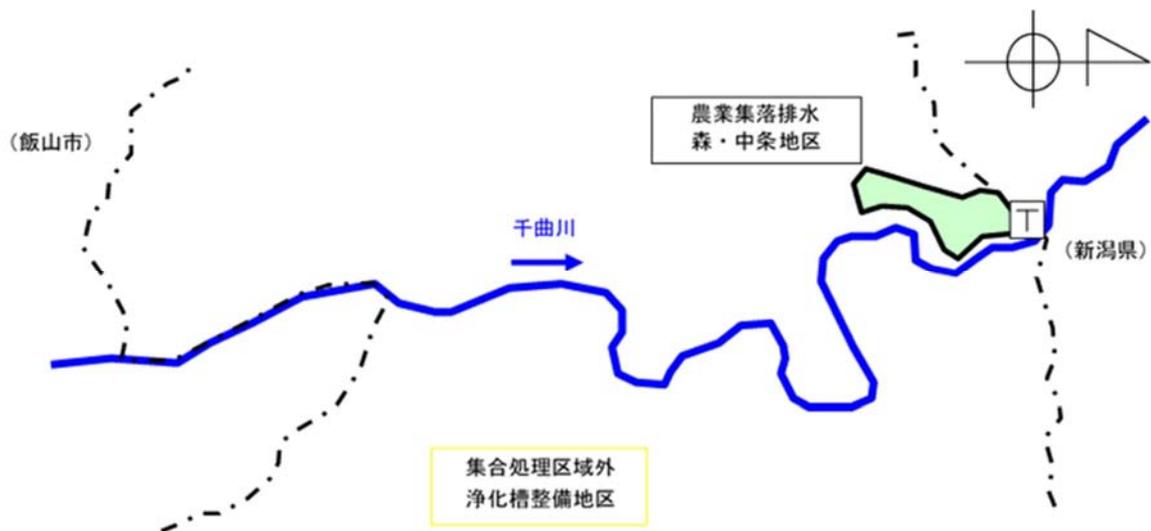
⇒経営計画に基づき、浄化槽の普及や処理場の改修、維持管理の効率化等を検討する。

【これまでの沿革とこれからの計画概要】

役場所在地である森・中条地区は集合処理区として、農業集落排水処理事業をおこなっています。

平成 9 年から 13 年にかけて処理施設を整備し、平成 13 年から供用開始を致しました。平成 27 年 3 月末現在での普及率は 100%となっています。このため、これ以上の新規加入者が大幅に増えることはありません。逆に利用者は緩やかに減少していくことが想定されています。

【栄村エリアマップ】



3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

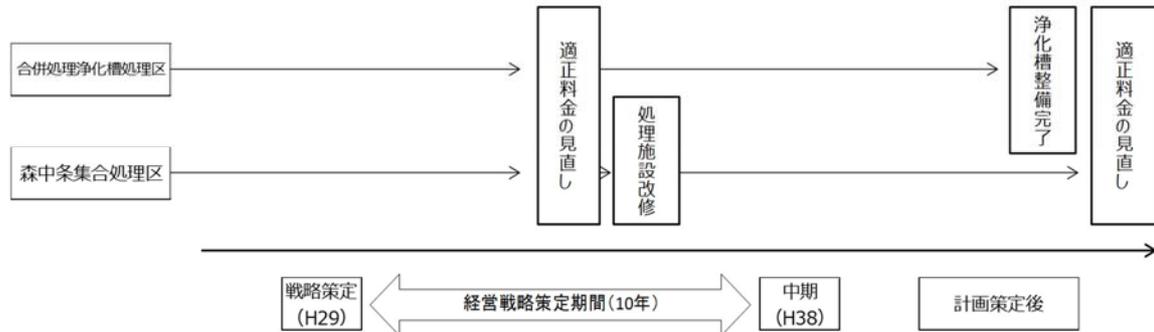
（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

【農業集落排水事業の現状と投資について】

投資計画については、平成 27 年度末時点において普及率は 100%に達しているため新規投資計画は見込んでおりません。しかしながら、処理施設の老朽化が進むことにより、平成 33 年に施設改築や電気機械類の更新を計画しています。平成 33 年度における総事業費は 2 億 2 千 7 百万円を見込んでいます。

【スケジュール】

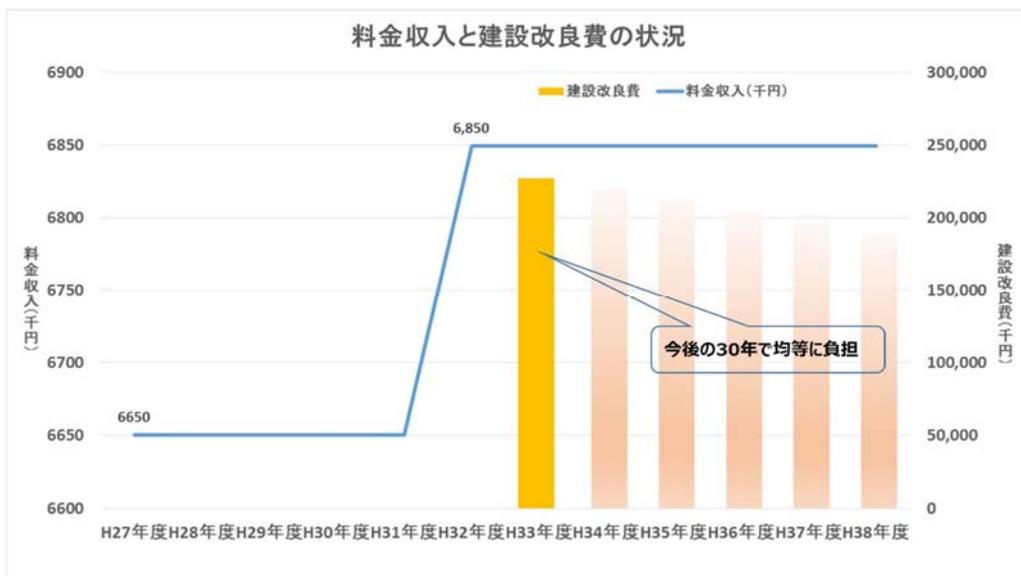


② 収支計画のうち財源についての説明

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

使用料金は、使用水量によらず、各戸の住宅区分によって算定することで、浄化槽と同一の料金体系により料金を設定しています。このため、安定した収入が見込まれますが、普及率が100%に達しているため、大幅に収入が増加することは考えにくい状況にあります。一方で、今後人口が緩やかに減少していくことが見込まれるため、それに伴い利用料金の対象となる世帯数も緩やかに減少していくことが考えられます。(世帯数ごとの定額料金のため今後10年の大きな減少は見込まれません。)

また、平成33年度に施設改築や電気機械類の更新を計画しており、次の更新が見込まれる30年間でご利用者の皆様に均等にご負担していただくこととなります。そこで今後の経営の安定化を図るために、料金の改定が必要となります。今回の経営戦略におきましては、平成32年度の3%の料金改定を見込んでいます。

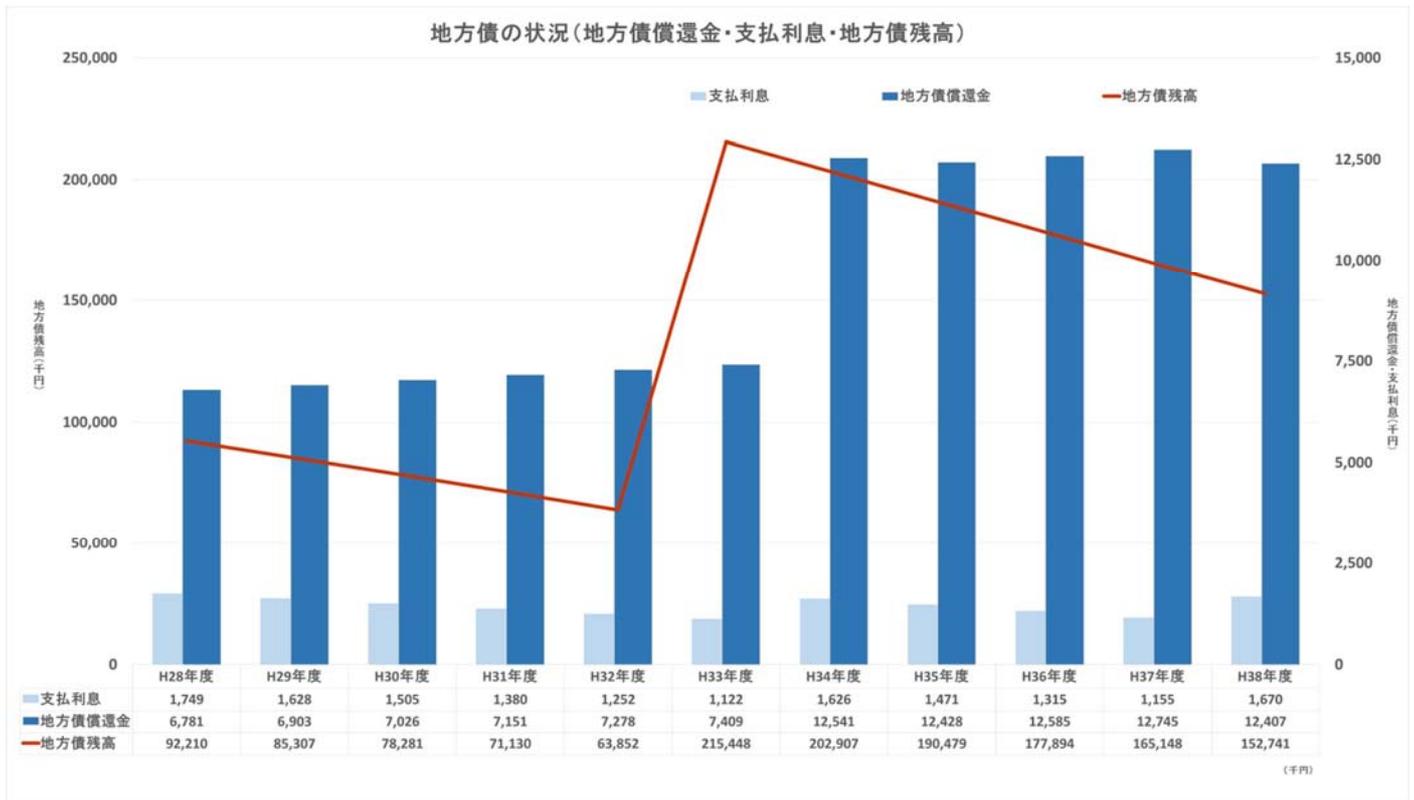


【繰入金・補助金】

繰入金（基準内・基準外）・補助金は、計画年度における資本費や維持管理費などの要素を考慮したうえで、項目ごとに積み上げで計算を行っています。

【企業債】

企業債に関しては平成 28 年度末時点で約 9 千万円の残高となっています。平成 32 年までは償還により減少していきますが、平成 33 年の施設更新のための起債により、一時的に残高が大きくなりますが、その後はまた償還を続けて残高は減少していきます。平成 38 年度残高は約 2 億 5 千万円となります。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【経費についての取り組み】

普及率が100%に達し新設工事はないものの、供与開始から15年が経過し細かな修繕が多くなってきています。このため、設備の点検などを頻繁に行い致命的な故障を未然に防ぐような取り組みをおこない適切な経費コントロールに努めています。

【職員給与費に関する事項】

職員給与費については、専門として従事している職員がいないため負担はありません。

【動力費に関する事項】

動力費については、農業集落排水事業は今後の処理量に大きな変動はないことから、過去の5年間の実績額の平均によっています。

【薬品費に関する事項】

薬品費については、農業集落排水事業は今後の処理量に大きな変動はないことから、過去の5年間の実績額の平均によっています。

【修繕費に関する事項】

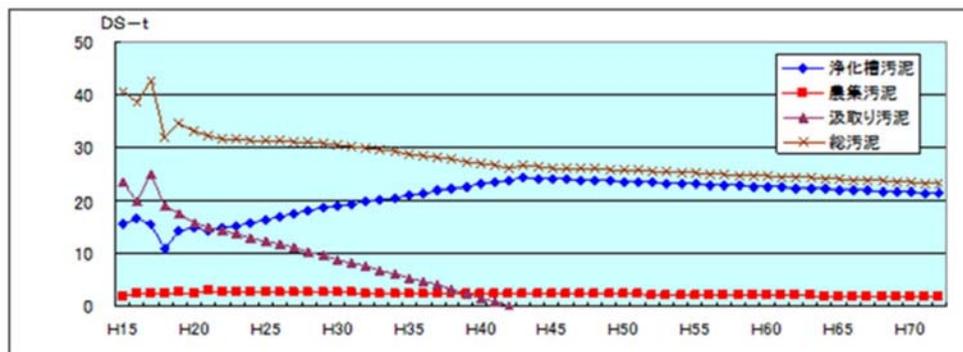
修繕費については、上記にあるように、年度ごとに変動があるものの全体としては、緩やかに上昇していくことが見込まれます。

【汚泥処理費について（バイオマス利活用）】

栄村の生活排水施設系から発生する汚泥（バイオマス）は、処理水量の増加により、その経費負担が大きくなってきます。そこで栄村では、広域行政区によるし尿・汚泥処理に取り組んでいます。その概要は、新潟県の津南町、十日町市の一部（旧松之山町、旧中里村）と栄村の1市1町1村で構成される津南地域衛生施設組合のし尿処理施設「アクアステーション」において、し尿と汚泥の最終処分されるものになります。

この取組により、環境負荷に配慮しつつ、効率的な汚泥処理が可能となっています。

栄村 汚泥発生量予測



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場等についての広域化・共同化・最適化に関する事項は、想定しておりませんが、上記③収支計画のうち投資以外の経費についての説明【汚泥処理費について（バイオマス利活用）】にあるような他の市町村との広域化に関する取り組みを引き続き検討していきます。
投資の平準化に関する事項	普及率が 100%であるため、投資については更新計画に基づき平準化していく見込みとなっています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少により、負担戸数が変動するため使用料金の見直しが予定されています。そこで平成 43 年に今後の利用者の負担額を適切に見直すことで安定的、持続的な経営を目指す予定であります。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	現状具体的な検討はありませんが、今後、近隣団体等の状況を踏まえて検討していきます。
職員給与費に関する事項	現状の状況を踏まえると職員は、最大限の効率化が図られています。
動力費に関する事項	更新時には、各施設を省電力なものに変更することで省電力化がすすむ一方で、単価上昇も予想されるためやや増加すると見込んでいます。
薬品費に関する事項	長期的に考えた場合、薬品の単価は上昇していくと見込んでいます。
修繕費に関する事項	供与開始からさらに経過していくため修繕の頻度が増し全体として金額が大きくなることを見込んでいます
委託費に関する事項	上記の修繕費のコントロールも含め、設備の点検などを頻繁に行い致命的な故障を未然に防ぐような取り組みをおこなうにあたり、検査委託料等が上昇していくと見込んでいます。
その他の取組	なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今回の経営戦略については、計画を策定したことをもって終わりというのではなく、PDCAサイクルを働かせることが必要となってくることから、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年ごとに見直し（ローリング）PDCAサイクルを適切に働かせていくこととしています。
---------------------	--

用語集

【あ行】	
汚泥処理費	下水処理の過程で生じる余剰汚泥を処理するための費用のこと。 これまで大半は、焼却して埋め立ててきたが、セメントや肥料としての再利用、バイオガス、重金属の取り出しなどの取り組みが本格化している。
【か行】	
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
企業債	地方公営企業は、毎年度の支出額の平準化と世代間の公平を確保するため、建設費のうち一定限度まで借入が認められていることから設費等の財源として、国や地方公共団体金融機構などから借り入れる長期借入金。
繰入金（基準内・基準外）	施設建設費のうち国庫補助金、受益者負担金及び地方債による以外の部分と維持管理費のうち下水道使用料で賄うべき以外の部分について一般会計等より下水道事業特別会計に繰り入れるもの。 繰入金（基準内）とは、総務省より毎年出される地方公営企業繰出金基準により設定される繰入金のこと。 繰入金（基準外）とは、上記、地方公営企業繰出金基準によらない繰入金のこと。
経営比較分析表	水道事業及び簡易水道事業、下水道事業者が総務省に毎年、提出し経営指標を分析したもの。 各公営企業においては、経営比較分析表を活用することにより、当該団体の経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。また、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を進める上で有益な情報が得られるほか、議会や住民に対する経営状況の説明等に活用することが期待できる。

【さ行】	
指定管理者制度	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度のこと。
集合処理区	家庭の台所・水洗トイレ・風呂場及び事業所・工場などから排水される汚水を集めて流す「下水管」と、汚水を処理する「処理場」、またこれらの施設を補完する「ポンプ場」などで処理を行っている区域のこと。
浄化槽	水洗式便所と連結して、屎尿（糞および尿）および、それと併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備のこと。
処理区域内人口密度	現在処理区域内人口／処理区域面積
処理区域面積	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の面積のこと。
【た行】	
投資の平準化	更新投資が年度間で均一になるようにしていくこと。 アセットマネジメントや適切な更新計画が必要となる。
特定地域生活排水事業	市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする事業のこと。
【な行】	
農業集落排水処理事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を目的とする事業のこと。

【は行】	
バイオマス	<p>生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。</p> <p>この有機資源は、植物及び動物等の生物由来の製品から、それらの生命活動から排出される廃棄物、生ごみ、ふん尿、汚泥等までも含む。</p> <p>バイオマスは、化石資源のサイクルが非常に長いのに対して、ライフサイクルの中で、持続的に再生可能な資源であることから、地球温暖化防止や廃棄物の有効利用などの観点から近年世界的に注目されており、わが国においてもその利活用が積極的に推進されている。</p>
補助金	<p>下水道を整備することは国家的見地から見ても非常に重要であるとの考えから、下水道を建設する地方公共団体に対して国・都道府県がおこなう補助のこと。</p>
【ら行】	
流域下水道	<p>2 以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの。</p>
【A-Z】	
PDCA サイクル	<p>典型的な経営手法の一つであり、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスからなり、評価 (check) 改善 (act) を経て、最初のプロセスである計画 (plan) に戻る。</p> <p>このプロセスを繰り返すことから、PDCA サイクルと呼ばれる。反省点を踏まえてサイクルを繰り返すことから品質の維持・向上および継続的な業務改善活動が推進される。</p>
PFI	<p>PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) の略、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。</p>
PPP	<p>PPP (Public Private Partnership : パブリック・プライベート・パートナーシップ : 公民連携) の略、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものこと。</p> <p>公民が連携して公共サービスの PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。</p>

指標・比率	
収益の収支比率(%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
経費回収率(%)	$\frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価}} \times 100$
汚水処理原価(円/m ³)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量価}} \times 100$
施設利用率(%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
水洗化率(%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
普及率(%)	$\frac{\text{現在給水人口 (処理区域内人口)}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度											
		H27年度 〔決算〕	H28年度 予算	H29年度 計画	H30年度 計画	H31年度 計画	H32年度 計画	H33年度 計画	H34年度 計画	H35年度 計画	H36年度 計画	H37年度 計画	H38年度 計画
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	16,289	20,093	16,526	16,526	16,526	16,725	16,725	16,725	16,725	16,725	16,725	16,725
	(1) 営 業 収 益 (B)	6,724	6,614	6,650	6,650	6,650	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850
	ア 料 金 収 入	6,724	6,613	6,650	6,650	6,650	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他		1										
	雨水処理負担金												
	(2) 営 業 外 収 益	9,565	13,479	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876
	ア 他 会 計 繰 入 金	9,565	13,479	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	9,603	13,560	6,771	6,648	6,523	6,395	6,265	6,769	6,614	6,458	6,298	6,813
	(1) 営 業 費 用	7,735	11,811	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143
	ア 職 員 給 与 費												
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	7,735	11,811	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143	5,143
(2) 営 業 外 費 用	1,868	1,749	1,628	1,505	1,380	1,252	1,122	1,626	1,471	1,315	1,155	1,670	
ア 支 払 利 息 (雨 水 分)													
支 払 利 息 (汚 水 分)	1,868	1,749	1,628	1,505	1,380	1,252	1,122	1,626	1,471	1,315	1,155	1,670	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,686	6,533	9,754	9,877	10,002	10,330	10,460	9,956	10,111	10,267	10,427	9,912	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	789						227,150					
	(1) 地 方 債							159,005					
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	789						68,145					
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	6,663	6,781	6,903	7,026	7,151	7,278	234,559	12,541	12,428	12,585	12,745	12,407
	(1) 建 設 改 良 費							227,150					
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	6,663	6,781	6,903	7,026	7,151	7,278	7,409	12,541	12,428	12,585	12,745	12,407
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 5,874	△ 6,781	△ 6,903	△ 7,026	△ 7,151	△ 7,278	△ 7,409	△ 12,541	△ 12,428	△ 12,585	△ 12,745	△ 12,407	

投資・財政計画
(収支計画)

収支再差引	(E)+(I)	(J)	812	△ 248	2,851	2,851	2,851	3,052	3,051	△ 2,585	△ 2,317	△ 2,318	△ 2,318	△ 2,495
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	324	1,136	886	3,737	6,589	9,440	12,492	15,543	12,958	10,641	8,322	6,004
前年度繰上充用金		(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	1,136	888	3,737	6,589	9,440	12,492	15,543	12,958	10,641	8,322	6,004	3,509
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)												
実質収支	黒字	(P)	1,136	886	3,737	6,589	9,440	12,492	15,543	12,958	10,641	8,322	6,004	3,509
	赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		100.1	99	121	121	121	122	122	87	88	88	88	87
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	6,724	6,614	6,650	6,650	6,650	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850	6,850
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高		(W)												
地方債残高		(X)	98,991	92,210	85,307	78,281	71,130	63,852	215,448	202,907	190,479	177,894	165,148	152,741

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
		[決算]	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収益的収支分		9,565	13,479	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876
	うち基準内繰入金	6,831	13,479	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876	9,876
	うち基準外繰入金	2,734											
資本的収支分		789						68,145					
	うち基準内繰入金	789						68,145					
	うち基準外繰入金												
合 計		10,354	13,479	9,876	9,876	9,876	9,876	78,021	9,876	9,876	9,876	9,876	

経営比較分析表

長野県 栄村

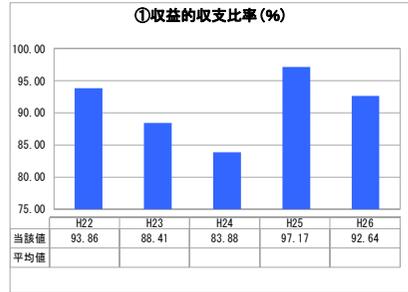
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	9.70	80.00
1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)			
3,860			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,110	271.66	7.77
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
202	0.21	961.90

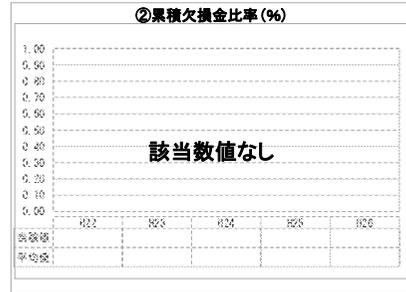
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

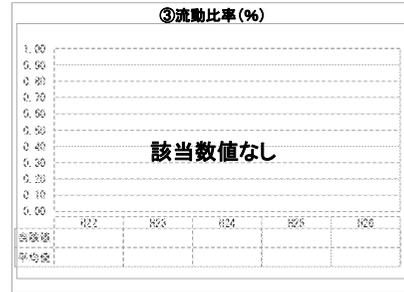
1. 経営の健全性・効率性



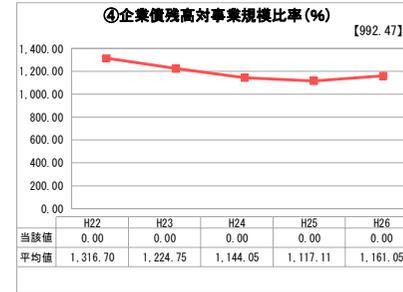
「単年度の収支」



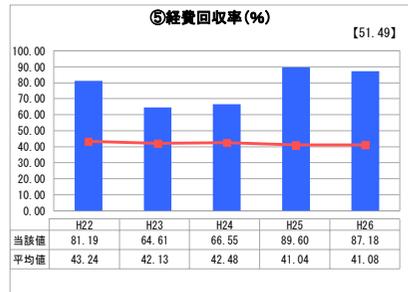
「累積欠損」



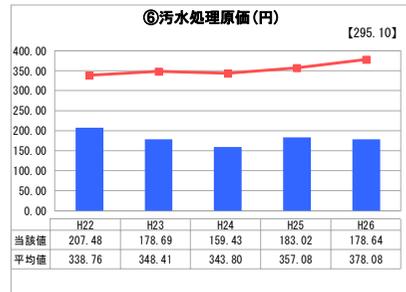
「支払能力」



「債務残高」



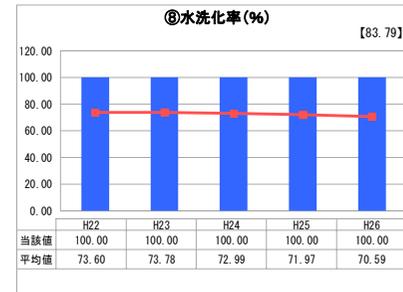
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

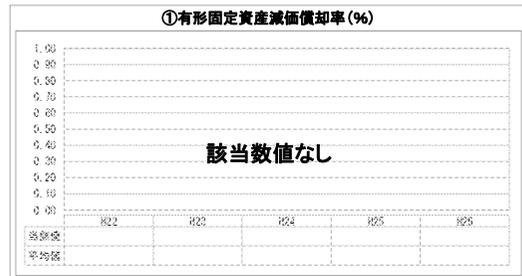


「施設の効率性」

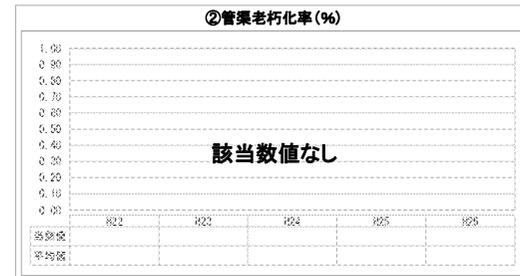


「使用料対象の捕捉」

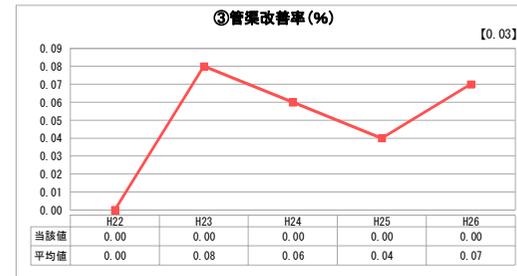
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

供用開始後14年が過ぎ水洗化率は100%となり、これ以上の新規加入者は大幅に増えることは考えにくく、逆に利用者の減少が考えられる。このため料金改定は今後必要不可欠となっていく。また設備の更新時期や細かな修繕が多くなってきているため、年度によって維持経費にバラつきが出始めている。よって設備の点検を頻繁に行い致命的な故障を未然に防ぐ必要がある。また修繕に莫大な経費が必要とされる設備については、計画的な更新が必要である。

2. 老朽化の状況について

管路及び施設の改修は供用開始後、震災の災害復旧で実施した以外行っておらず、計画的な施設修繕及び管路布設が必要である。またそれに伴う財源確保の検討も必要となってくる。

全体総括

今後も経費の削減に努め収益的収支比率及び経費回収率が100%を超えるよう経営健全化を推し進める。また、施設の修繕、管路の布設替え等も財源を確保したうえで、計画的に実施していくと共に料金改定の時期、方法も合併処理浄化槽使用料と合わせて検討していく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。